

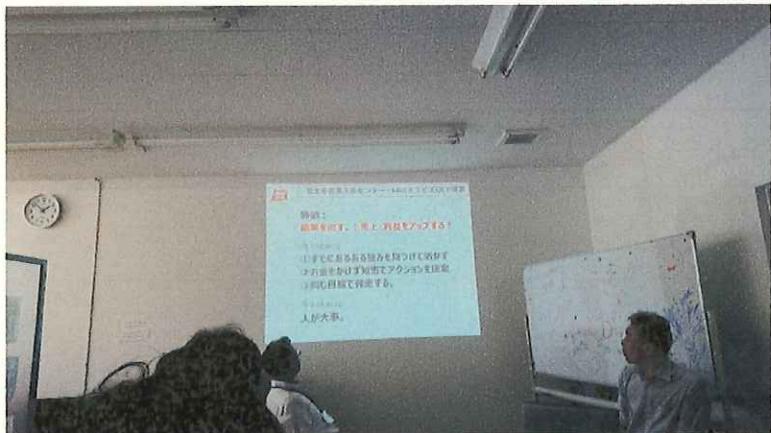
調査研究・研修活動実績報告書

氏名 愛敬重之

日 時	2018年 5月 15日(火) ~ 2018年 5月 16日(水)
	13時 30分 ~ 観察終了時間 14時 40分
研修名	「起業創業・中小企業支援センター（通称）アマビズ」について 15日：天草市
場所等	「空き家対策について」 16日：南九州市
目的・内容	天草市：地方創生の最先端として注目される「地域創生コンサル」として、開設当初より多くの事業者の相談を受け活躍している「Ama-bi-Z」のセンター長の内山氏より報告を受ける。 北九州市：南九州市空き家等対策基本計画を策定し、「安全・安心が守られ、災害に強いまちづくり」「良好な環境で快適に暮らせるまちづくり」「定住促進による活気のあるまちづくり」に向けた様々な施策等を伺いました。
成果・所感	

天草市：「天草市起業創業・中小企業支援センター Ama-bi-Z」

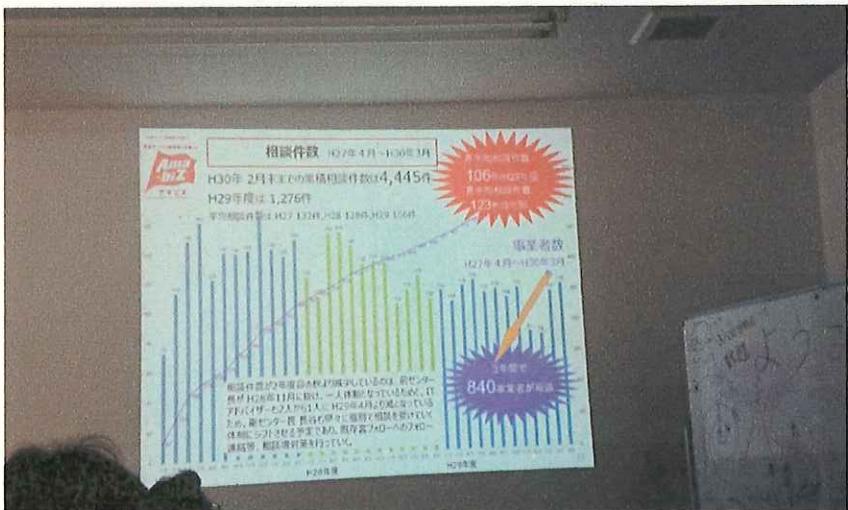
天草市内の産業支援機関である天草市、本渡商工会議所、牛深商工会議所、天草市商工会、天草信用金庫の5団体が一体となって支援センター「Ama-bi-Z」（アマビズ）を運営。無料で利用できる相談所として平成27年4月に開所しました。天草市長の政策のトップでもあるので力のいれようもかなりのものでした。（市からの委託金も5,200万円）内山センター長も結果に結びついているので自信のある解説でした。



内山センター長も結果に結びついているので自信のある解説でした。

アマビズの運営方針

- ・強み創造性のビジネスサポート
- ・相談者と同じ目線で一緒になって挑戦する
- ①アドバイスではなく、ソリューションを提案。  
(問題点指摘ではなく、企業の強みを伸ばす具体的な提案を実施する)
- ②ワンストップ・コンサルティング（幅広い相談に対応する）
- ③継続的なフォロー（成果を出すために一緒に走りながらの支援）=私はここが重要かと感じました



**アマビズの使い方**

**起業したい時**

**アマビズの使い方**

**売上アップしたい時**

**Step 1 聞く**

ビジネスチャンスや連絡を育つ方法アビズに相談してみましょう!

もやもやで言葉にできない想いのままでも大丈夫です。

ピクニックスチャンスや連絡を育つ方法アビズに相談してみましょう!

いつ後にコンセプトや価格、資金の調達方法などを教えてください

お問い合わせ料金の高騰に対応する方法

これからの流れ

早速お取組に貢献いただけます!

会社のこと商品のこと、あなたのこと、夢や想いと課題のこと教えてください。  
もやもやのままでも大丈夫です。誰かに話すだけでも楽になり、先が見えてくる場合もあるのです。

**Step 2 見つける**

光の当て方で宝はもっと輝きます。既にお持ちのセールスポイント「自分」の再発見をお手伝いします。

**Step 3 提案する**

価値は何か? → お客様は誰か? → デザインは? → 商品 → 情報発信

商品やサービスの価値は何か、コンセプトと一緒に企画します。

お客様は誰か? どうやって、誰を通して販売するのか、一緒に考えます。

どんな相談として相手にあたるか、どうやって、誰を通して販売するのか、一緒に考えます。

実際の商品開発に向けて働くことは事業者の皆さんにしかできません。

スケジュールを確認したり、相談をしてお答えします。

商品やその実態、会社についての情報を発信したり、メディアに登ってもらったり、情報発信法、お客様に伝えます。

**Step 4 伴走する(フォロー)**

継続しての無料サポートをお約束いたします。一緒にがんばりましょう。

相談 資金づくり ITサポート セミナー マッチングご縁づくり プロジェクト頒布 天草支店 起業塾

**天草の発展**

売上アップ  
価値の提供  
チャレンジ力アップ  
サポート・相談  
聞く・見つける  
提案する・伴走する

販路開拓  
新分野開拓  
新商品開発  
オンライン  
情熱・行動力  
相談・進度まで  
販路にリポート  
します!

## コンサルティング手法として

- ①じっくりと話を聞き⇒真の強みを引出し⇒売先・ターゲットを明確にしながら⇒具体的な助言・提案
- ②お金をかけずに知恵かけるアドバイス。相談も無料
- ③やる気を起こし、そのチャレンジに伴走（失敗してもフォローをしていくプラスにする）失敗できる環境がある
- ④チームでサポート（専門性あるアドバイザーと協働）（アマビズチーム）

## まとめ

アマビズのようなセンターがあり一言うらやましく感じました。私が伺って一番よかったですのは、相談された支援者をそのままにせず、問題が発生したら問題解決、目標達成まで伴走するというシステムが地方の中小企業、零細企業が元気になるポイントかと思いました。

## 参考

### 補助金を活用するために、大事な5つのポイント

#### 1. 事業自立・拡大のための補助エンジンと位置づけよ

補助金に依存しないことがなにより大事。補助金は、新たな事業に一步踏み出していくときの「補助エンジン」として、生かすべきと思います。

#### 2. これを機に、棚卸して計画する

請求書づくりは、現状の分析や今後の展開計画について立ち止まって考え、まとめるチャンス。振り返り、展望を活かす機会としてください。

#### 3. ヒラメにならない=顧客と事業のため、役所のためじゃない

事業は顧客のために行うもの。でも補助金に依存する人は、時に「ヒラメ」と呼ばれます。お上ばかりうかがって、目が上についているから。

#### 4. あてにしない、あつたらもっとここまでやれる、という位置付け

大事なことは、補助金があつてもなくともやるっていうこと。だから、補助金はアテにしない。だつて、補助ロケットだから補助金がなくてもやれますから。

#### 5. 税金を他の人よりも、自分たちはより「生き金」にする思い

補助金は自分たちで出している税金。みんなで出しあったお金で後押ししてくれる。「他の人より有意義に使うんだ」という覚悟と決意が求められると思います。

### 南九州市：「空き家対策について」

#### 1. 計画の背景

急激に進行する少子高齢化社会のなかで、空家に関する問題は、全国的に表面化してきています。特に管理不十分な空家問題は防災・防犯・安全・環境・地域の活性化・景観の保全などの面から市民生活に悪影響を及ぼすため、早急な解決が求められています。国は、この空家問題の根本的な解決策として平成27年5



月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家等特別措置法」という。）を施行し、危険な放置空家について、各自治体に立入調査の権限を付与し、所有者に修繕や撤去などの指導・助言、勧告、命令を行なえるほか最終的に行政代執行による撤去もできることを定める。

計画の期間については、社会情勢の変化等によることもあります、5年間としてあるようです。

#### 2. 今後の空家等対策の基本的な指針では南九州市では3点を掲げていました

##### ①安全・安心が守られ、災害に強いまちづくり

特定空家等は、災害発生など地域住民への危険性が懸念されるため、空家等の適切な管理・除去を推進することにより、地域住民が安全・安心に暮らし、災害に強いまちづくりを目指します。

##### ②良好な環境で快適に暮らせるまちづくり

特定空家等は、周辺環境への悪影響の長期化が懸念され、多くの問題を生み出すことから、その発生を防止することで良好な住環境を維持し、住民が快適に暮らせるまちづくりを目指します。

##### ③定住促進による活気のあるまちづくり

市が空家の情報を管理し、相談体制を整備することにより、定住促進を推進し、活気あるまちづくりを目指します。

#### 3. 事業のお話しを伺い…

南九州市では、少子高齢化対策でうまくこの空家対策事業を活用していることも分かりました。地域づくりについて利用できる空き家については（ふるさと振興室）が、除去等の空き家については（建築住宅課）が窓口になっているようです。空家対策も空き家バンクを利用し様々な事業が開始されていました。出会い応援事業制度、移住・定住促進対象事業、働く若者定住促進事業とありました。空家対策事業をうまく活用することも必要かと思いました。特定空家の認定方法では、鹿児島県指導で評価内容を一定にしている点もいいと思いました。空き家バンクでは、市内宅地建物取引事業者（17事業者）に紹介をしてもらっている点など、公民連携事業でもあると思いました。現在登録件数120件に対して、うち空き家バンク経由は78件あったようです。桑名市でも空家対策事業をうまく利用し、子育て世代の方々が住みやすい環境づくりをするのも必要かと思いました。

添付資料（相談～特定空家認定までのフローチャート）

フローチャート　相談～特定空家認定まで

①相談受付 【空き家等対策受付票】

空家の所有者や周辺住民等から内容の聞き取りを行う

特定  
空  
家  
案  
件

特定空家以外の案件

関係課へ案内（賃貸・売買→ふるさと振興室、ごみ・雑草→生活環境係、など）

②土地情報・所有者情報の確認

住民基本台帳で土地情報とその土地所有者の情報を事前に確認

立入  
調査  
必  
要

立入調査不要

改善依頼をする場合は④の要領で所有者を特定して依頼文書を送付する。

④詳細情報の確認

- 土地・建物の権利状況 税務課(係)で評価証明書等を公用申請  
権利者が不明の場合は法務局に登記情報を申請
- 関係者の続柄 土地所有者や納税者の続柄を確認し所有者を特定する。  
市民係へ戸籍附表等を公用申請。市外への申請もあり。

⑤立入調査通知書の送付 ④で確認した所有者に立入調査の通知を送付する

⑥立入調査の実施 【2次判定シート】

特定空家判定委員(主要関係課長等 5名による調査)

⑦判定結果の集計 担当係で⑥の結果を集計し、評価内容を精査する。

⑧連絡調整会議の開催 関係課長等 15名の出席で、⑦の集計結果を踏まえて意見を集約し、特定空家認定の判定をする。

⑨認定通知並びに補助申請の案内  
補助申請書式・手引き書を添付

不認定の通知

## フローチャート 補助金事務

### ①補助金申請の受付

添付書類  
住民票の写し  
工事見積書  
現況写真  
市税等収納状況確認同意書  
権利者が複数の場合は委任状

### ②決定通知の送付

変更(中止)申請書と実績報告書を添付

### ③変更(中止)申請の受付

工事金額の変更を伴う大規模な工事の変更がある  
大幅な工期の変更がある、など

### ④変更決定通知の送付

### ⑤実績報告の受理

添付書類  
工事経費の領収書  
施工中・施工後の写真  
決定通知書の写し  
産廃マニュフェスト

### ⑥確定通知の送付

請求書書式を添付

### ⑦補助金請求・支出処理

## 空家等適正管理支援事業（除去）について

老朽化した危険な空き家を放置すると、防災・防犯・衛生・景観等の観点から、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼす場合があります。早めの適正な管理を実施するために、老朽化した危険な空き家の除却に係る経費の一部補助を行っています。

### 補助金交付の対象となるひと

- ・空き家の所有者（個人）または所有者の承諾を受けた者
- ・市税を滞納していない者
- ・暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む）でない者
- ・その他市長が認めた者

### 補助対象空家等

- ・南九州市内にあること
- ・空家法の規定による特定空家等

但し、空家法第14条第2項に基づく勧告を受けた特定空家等は除く

\*空家法・・・空家等対策の推進に関する特別措置法

### 補助事業

- （1）除却工事（建築物及びこれに附属する工作物の全部の撤去に係る工事）
  - （2）除却工事及び附帯工事（敷地にある門扉、塀、立木等の撤去に係る工事）
  - （3）応急措置（地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために必要な措置）
- ・市内施工業者が行う工事等に限ります。

### 補助金額

補助事業の工事等に要する金額の3分の1を補助します。（千円未満切捨て）

- ・上記（1）又は（2）の上限額は30万円（上記（3）を実施済の場合は、その補助金額を除く）

- ・上記（3）の上限額は10万円

\*予算に達し次第、受付終了します。

以上